

## 新型コロナウイルス感染症に係る町主催等イベント中止等及び町施設の休館に関する指針

### 1 基本

町主催（実行委員会主催で町が関与しているものを含む。）の不特定多数の参加者によるイベント等は原則中止又は延期とする。また、町の施設の休館については、次の基準により判断する。

### 2 町の施設の休館に関する指針

県内で同感染症の感染拡大が想定される場合、又は濃厚接触等により飛沫感染又は接触感染の可能性が高い施設については、施設の性格を考慮し休館とする。

### 3 イベント等を開催し、又は町の施設を開館する場合は次のことに留意する。

#### (1) 事前の周知

- ・発熱、呼吸器症状（せき、くしゃみ等）がある方及び海外旅行や緊急事態宣言対象地域に2週間以内に行った方と濃厚接触した場合等は、イベント等への参加又は施設の利用を遠慮いただくことを周知する。

#### (2) 開催時等の対応

- ・会場や施設の入り口に手指消毒の資材等を配置する。
- ・多くの方が触れる場所（ドアノブなど）をこまめに消毒する。
- ・イベント等の参加者や施設利用者（以下「参加者等」という。）に対して咳エチケットを励行すること等の注意事項を周知する。

#### (3) 主催者等によるフォロー

主催者又は施設管理者は参加者等に感染拡大防止策の注意喚起や保健所へ相談する場合等について記載したチラシを配布、周知する。

### 4 町主催以外の会議・集会・イベント等については、感染拡大防止策への周知徹底とともに、開催規模の縮小、自粛の要請をする。

### 5 指針の適用期間

この指針の適用期間は、当面、国の自粛要請を勘案し、1ヶ月程度を目安とする。

### 6 指針の改正について

この指針は、同感染症の発生動向を踏まえ随時改正する。

### 7 附則

この指針は、令和2年4月8日から施行する。